

改正案	現行
<p>五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の居宅療養管理指導費のロの注1の厚生労働大臣が定める者 未期の悪性腫瘍の者</p> <p>六 (略)</p> <p>七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の居宅療養管理指導費のハの注イの厚生労働大臣が定める特別食 (略)</p> <p>八 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注2の厚生労働大臣が定める者 難病等を有する中重度者又は未期の悪性腫瘍の者であつて、サービスの提供に当たり、常時看護師による観察を必要とするもの</p> <p>九 (略)</p> <p>十 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注7の厚生労働大臣が定める基準に適合する入浴介助 入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有し行われる入浴介助</p>	<p>五 (略)</p> <p>六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の居宅療養管理指導費のハの注の厚生労働大臣が定める特別食 (略)</p> <p>七 (略)</p> <p>八 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注7の厚生労働大臣が定める基準に適合する入浴介助 イ 通所介護入浴介助加算 ロ 該当しない入浴介助(入浴中の利用者の観察であつて、必要に応じ当該利用者に対して介助を行うために行われるものを含む。)</p>
<p>十一 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費の注2の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者 第九号に規定する利用者</p> <p>十二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費の注5の厚生労働大臣が定める基準に適合する入浴介助 第十号に規定する入浴介助</p>	<p>九 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費の注2の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者 第七号に規定する利用者</p> <p>十 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費の注6の厚生労働大臣が定める基準に適合する入浴介助 イ 通所リハビリテーション入浴介助加算 第八号イに規定する入浴介助 ロ 通所リハビリテーション特別入浴介助加算 第八号ロに規定する入浴介助</p> <p>十一 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費の注8の厚生労働大臣が定める状態 次のいずれかに該当する状態 イ 身体の機能障害がある状態その他活動制限がある状態にあり、個別にリハビリテーションを行うことにより生活機能の改善が見込まれる</p> <p>ロ 通所介護特別入浴介助加算 次のいずれにも該当する入浴介助 (1) 利用者一人に対して、入浴介助を行う者が一人以上必要である入浴介助 (2) 寝たきり又はこれに準ずる利用者が使用する特殊な浴槽であつて、一回の入浴に利用者一人が入浴するものを使用して行われる入浴介助(一般浴槽や家族風呂等にリフト等を設置して入浴時の昇降を援助しているものは除く。)</p>

状態

ロ 廃用症候群により生活機能が低下している状態にあり、個別にリハビリテーションを行うことにより生活機能の改善が見込まれる状態

ハ イ又はロに準ずる状態

十二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ及びロの注4の厚生労働大臣が定める者

短期入所生活介護を利用する期間中において、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第二百二十七条第三項第三号に掲げる厚生労働大臣の定める基準に基づき、利用者が選定する特別な居室の提供を受けたことに伴い必要となる費用の額の支払を行っていない者

十四 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイの注5、ロの注6、ハの注4、ニの注3及びホの注3の厚生労働大臣が定める者

短期入所療養介護を利用する期間中において、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第四百十五条第三項第三号に掲げる厚生労働大臣の定める基準に基づき、利用者が選定する特別な療養室等の提供を受けたことに伴い必要となる費用の額の支払を行っていない者

十四 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のホの注の厚生労働大臣が定める者
介護を行う者の疾病その他のやむを得ない理由により、介護を受けることができない者

十五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイの注2、ロの注2、ハの注2、ニの注2の厚生労働大臣が定める利用者
難病等を有する中重度者又は末期の悪性腫瘍の利用者であつて、サービス提供に当たり、常時看護師による観察を必要とするもの

十六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(5)の注、ロ(5)の注、ハ(5)の注、ニ(5)の注及びホ(5)の注の厚生労働大臣が定める療養食
(略)

十七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(6)の注、ロ(6)の注、ハ(6)の注、ニ(6)の注の厚生労働大臣が定める者
第十四号に規定する者

十八 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(7)の注の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療
イ (略)

十九 指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注2の厚生労働大臣が定める者

イ 次に掲げる福祉用具の種類に応じ、それぞれ次に掲げる者

- (1) 車いす及び車いす付属品 次のいずれかに該当する者
(イ) 日常的に歩行が困難な者

- (2) 日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められる者
(イ) 日常的に起きあがり困難な者
(ロ) 日常的に寝返りが困難な者

- (3) 床ずれ防止用具及び体位変換器 日常的に寝返りが困難な者

- (4) 認知症老人徘徊感知機器 次のいずれにも該当する者
(イ) 意思の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障があ

十五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(5)の注、ロ(4)の注、ハ(4)の注、ニ(4)の注及びホ(4)の注の厚生労働大臣が定める療養食
(略)

十六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(5)の注の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療
イ (略)

る者

(四) 移動において全介助を必要としない者

(5) 移動用リフト（つり具の部分を除く。）

イ 日常的に立ち上がりが困難な者

ロ 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者

コ 生活環境において段差の解消が必要と認められる者

ロ 平成十八年三月三十一日までに厚生労働大臣が定める介護予防福祉用具貸与及び福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成十一年厚生省告示第九十三号）第一項に規定する車いす、第二項に規定する車いす付属品、第三項に規定する特殊寝台、第四項に規定する特殊寝台付属品、第五項に規定する床ずれ防止用具、第六項に規定する体位変換器、第十一項に規定する認知症老人徘徊感知機器及び第十二項に規定する移動用リフト（つり具の部分を除く。）（以下「対象外種目」という。）に係る指定福祉用具貸与を受けていた者であつて、平成十八年九月三十日までの間において対象外種目に係る指定福祉用具貸与を受けるもの

二十 指定地域密着型サービスに要する費用の額に關する基準（平成十八年厚生労働省告示第 号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）の夜間対応型訪問介護費の注2の厚生労働大臣が定める者
第二号に規定する者

二十一 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費の注2の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

第九号に規定する利用者

二十二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費の注5の厚生労働大臣が定める基準に適合する入浴介助
第十号に規定する入浴介助

二十三 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービス費の注10の厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚障害者等
視覚・聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者又は重度の知的障害者

二十四 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービス費の注10の厚生労働大臣が定める障害者生活支援員
次に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ次に掲げる者

- イ 視覚障害 点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者
- ロ 聴覚障害又は言語機能障害 手話通訳等を行うことができる者
- ハ 知的障害 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十四条各号のいずれかに該当する者又はこれらに準ずる者

二十五 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービス費注12の厚生労働大臣が定める者

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を利用する期間中において、地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に關する基準（平成十八年厚生労働省令第 号）第百三十六条第三項第二号に掲げる厚生労働大臣の定める基準に基づき、利用者が選定する特別な居室の提供を受けたことに伴い必要となる費用の額の支払を行っていない者

二十六 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービス費のル注の厚生労働大臣が定める療養食
第十三号に規定する療養食

二十七 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービス費のヲ注の厚生労働大臣が定める基準に該当する入所者
イ 看取り介護加算(1)を算定すべき入所者

(1) 次の(イ)から(ウ)までのいずれにも適合している入所者
(イ) 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断したものであること。

(ロ) 入所者又はその家族等の同意を得て、当該入所者の介護に係る計画が作成されていること。

(ハ) 医師、看護師、介護職員等が共同して、随時(少なくとも)一週につき一回以上、本人又は家族への説明を行い、同意を得ながら、介護が行われていること。

(2) 入所している施設又は当該入所者の居宅において死亡したもの
ロ 看取り介護加算(1)を算定すべき入所者

(1) イの(1)に該当する入所者
(2) 入所していた施設以外の介護保険施設又は医療機関において死亡したもの

(3) 入所していた施設以外の介護保険施設又は医療機関に入所又は入院等した後、当該入所者又は入院患者の家族に対する指導や当該介護保険施設又は医療機関に対する情報提供等が行われているもの

二十八 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービス費のカ注の厚生労働大臣が定める者
次に掲げる要件を満たす者

イ 在宅生活を継続する観点から、複数人があらかじめ在宅期間及び入所期間(入所期間については、三月を限度とする。)を定めて、当該施設の同一の個室を計画的に利用している者であること。

ロ 要介護三から要介護五までの者であること。

二十九 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十一号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数表(以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。)の介護福祉施設サービスのイ及びロの注10の厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚障害者等

第二十三号に規定する視覚障害者等

三十 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注10の厚生労働大臣が定める障害者生活支援員

第二十四号に規定する障害者生活支援員

三十一 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注12の厚生労働大臣が定める者

(略)

十七 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十一号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数表(以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。)の介護福祉施設サービスのイ及びロの注6の厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚障害者等

視覚、聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者又は重度の知的障害者

十八 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注6の厚生労働大臣が定める障害者生活支援員
次に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ次に掲げる者

イ 視覚障害 点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者

ロ 聴覚障害又は言語機能障害 手話通訳等を行うことができる者

ハ 知的障害 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十九条各号のいずれかに該当する者又はこれらに準ずる者

十九 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注8の厚生労働大臣が定める者

(略)

三十二 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスの注の注の厚生労働大臣が定める療養食

(略)

三十三 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスの注の注の厚生労働大臣が定める基準に該当する入所者

第二十七号に規定する利用者

三十四 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスの注の注の厚生労働大臣が定める者

第二十八号に規定する者

三十五 指定施設サービス介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのイ及びロの注10の厚生労働大臣が定める者

(略)

二十 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスの注1及び注2の厚生労働大臣が定める場合

次のイからニまでのいずれにも適合している場合

イ 入所者の摂食機能が造影撮影又は内視鏡検査により適切に評価されていること

ロ 入所者に嚥下が発生した場合の管理体制が整備されていること

ハ 経口による食事の摂取を進めるための適切な措置が講じられていること

ニ イからハまでについて医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して実施するための体制が整備されていること

二十一 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスの注の注の厚生労働大臣が定める療養食

(略)

二十二 指定施設サービス介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのイ及びロの注5の厚生労働大臣が定める者

(略)

二十三 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのホの厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

第十二号に規定するリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

二十四 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのチの注1及び注2の厚生労働大臣が定める場合

第二十号の規定を準用する。

二十五 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのリの注の厚生労働大臣が定める療養食

(略)

三十七 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのルの厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

第十八号に規定するリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

三十八 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービスのイの注9、ロの注9及びハの注6の厚生労働大臣が定める者

(略)

三十七 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービスのイ(7)の注1及び注2、ロ(7)の注1及び注2並びにハ(7)の注1及び注2の厚生労働大臣が定める場合

第二十号の規定を準用する。この場合において、同号中「入居者」と

三十九 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービスのイ(9)の注、ロ(9)の注及びハ(9)の注の厚生労働大臣が定める療養食

あるのは、「入院患者」と読み替えるものとする。
二十八 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービスのイ(8)の注、ロ(8)の注及びハ(8)の注の厚生労働大臣が定める療養食

(略)
四十 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十号)別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表のロの注の厚生労働大臣が定める場合

イ 初回加算(1)を算定すべき場合

次のいずれかに該当している場合

(1) 新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対し指定居宅介護支援を行った場合

(2) 要介護状態区分が二段階以上変更された利用者に対し指定居宅介護支援を行った場合

ロ 初回加算(II)を算定すべき場合

病院若しくは診療所への入院期間又は介護保険施設への入所期間が三十日を超える場合であつて、退院又は退所(指定介護福祉施設における在宅・人所相互利用加算又は介護老人保健施設における試行的退所)サービス費を算定している場合を除く。)に当たつて、新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対し、指定居宅介護支援を行つており、かつ、当該病院若しくは診療所又は介護保険施設から利用者に関する必要な情報の提供を求めることその他の連携を行つた場合(同一の利用者について、六月以内に算定している場合を除く。)

四十一 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平

成十八年厚生労働省告示第 号)別表指定介護予防サービス介護給

付費単位数表(以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。)(の介護予防訪問介護費の注2の厚生労働大臣が定める者

第一号に規定する者

四十二 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費の注1の厚生労働大臣が定める疾病等

第三号に規定する疾病等

四十三 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費の注5の厚生労働大臣が定める状態

第四号に規定する状態

四十四 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防居宅療養管理指導費のロの注1の厚生労働大臣が定める者

第五号に規定する者

四十五 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防居宅療養管理指導費のロの注2の厚生労働大臣が定める特別な薬剤

第六号に規定する特別な薬剤

四十六 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防居宅療養管理指導費のハの注イの厚生労働大臣が定める特別な食

第七号に規定する特別な食

四十七 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所介護費のハの注の厚生労働大臣が定める期間

当該加算を算定する年度の前年の一月から十二月までの期間(指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所介護のハ、ニ及びホ

に掲げる施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た年
においては、届出の日から同年十二月までの期間)

四十八 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所リハビリテーション費のホの注の厚生労働大臣が定める期間

前号に規定する期間

四十九 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養
介護費のニの注の厚生労働大臣が定める療養食

第十三号に規定する療養食

五十 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養
介護費のイ(5)の注、ロ(5)の注、ハ(5)の注、ニ(5)の注、ホ(5)の注の厚生労働
大臣が定める療養食

第十三号に規定する療養食

五十一 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療
養介護費のイ(5)ロ(5)の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、
手術、麻酔又は放射線治療

第十八号に規定するリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射
線治療

五十二 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防福祉用具貸
与費の注2の厚生労働大臣が定める者

第十九号に規定する者

五十三 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に關す
る基準(平成十八年厚生労働省告示第 号)別表指定地域密着型介護
予防サービス介護給付費単位数表(以下「指定地域密着型介護予防サー

ビス介護給付費単位数表」という。)の介護予防認知症対応型通所介護
費の注2の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

第九号に規定する利用者

五十四 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防
認知症対応型通所介護費の注5の厚生労働大臣が定める基準に適合する
入浴介助

第十号に規定する入浴介助